

# 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会理事・監事選任規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第19条の規定に基づき社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会の理事・監事の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (役員の数)

第2条 理事・監事の数等は次のとおりとする。

- (1) 理事 6名以上11名以内
- (2) 監事 2名

## (選任方法)

第3条 理事は、次の各号の個人、団体等の中から評議員会において選任し、会長が委嘱する。監事は、理事・評議員・職員及びこれらに類する他の業務を兼任することができず、経理に精通する者及び社会福祉事業に知識経験を有する者を選任する。

- (1) 住民自治組織
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) 社会福祉施設・団体
- (4) 社会福祉活動団体
- (5) 更生援護に関係のある団体
- (6) 関係行政機関
- (7) 学識経験者
- (8) その他地域福祉推進に必要な団体

2 理事・監事に欠員が生じたときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。

## 附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成10年9月29日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成14年3月28日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成18年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。